

# 令和3年度社会福祉法人指導監査結果

令和4年7月15日現在

## 1 社会福祉法人 むつみ会

(1) 指導検査実施日	令和3年10月20日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<p>1 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。</p> <p>2 理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>3 理事会の決議を要する事項(利益相反取引の承認)について決議が行われていないため、是正すること。</p> <p>4 理事長及び業務執行理事が、実際に開催された理事会において、職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。</p> <p>5 理事及び監事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。</p> <p>6 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていないので、是正すること。</p> <p>7 支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えているので、是正すること。</p> <p>8 経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていないので、是正すること。</p> <p>9 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続きがなされていないので、是正すること。</p> <p>10 寄附受領に際して適正な承認行為を行っていないので、是正すること。</p> <p>11 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っているため、是正すること。</p> <p>12 国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていないので、是正すること。</p> <p>13 積立ての目的を示す名称を付していないので、是正すること。</p>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	無
(5) 指摘に対する是正状況	—

## 2 社会福祉法人 愛郷会

(1) 指導検査実施日	令和3年11月17日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<p>1 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。</p> <p>2 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。</p> <p>3 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること。</p> <p>4 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</p> <p>5 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。</p> <p>6 理事及び監事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。</p> <p>7 支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えているので、是正すること。</p> <p>8 定款に記載している事業を実施していないので、是正すること。</p> <p>9 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。</p> <p>10 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。</p>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年1月11日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 3 社会福祉法人 フェスティナ・レンテ

(1) 指導検査実施日	令和3年12月14日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<p>1 定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続きが行われていないので、是正すること。</p> <p>2 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>3 決議に特別な利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>4 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>5 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>6 議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>7 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。</p> <p>8 定款に記載している事業を実施していないので、是正すること。</p> <p>9 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。</p> <p>10 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。</p>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年2月3日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中

## 4 社会福祉法人 深川愛隣学園

(1) 指導検査実施日	令和4年1月18日
(2) 文書による指摘の有無	有
(3) 文書による指摘の内容	<p>1 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。</p> <p>2 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。</p> <p>3 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。</p> <p>4 評議員会の1週間前又は定款に定めた期間までに評議員に通知がされていないので、是正すること。</p> <p>5 評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できないので、是正すること。</p> <p>6 成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していたので、是正すること。</p> <p>7 決議に特別な利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>8 評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がないので、是正すること。</p> <p>9 議事録が作成されていないので、是正すること。</p> <p>10 定款に議事録署名人名に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていないので、是正すること。</p> <p>11 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>12 成立した決議について、法令・定款に定める定足数又は賛成者数が不足していたので、是正すること。</p> <p>13 議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>14 欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされているので、是正すること。</p> <p>15 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。</p> <p>16 議事録に議事録署名人名の署名又は記名押印がないので、是正すること。</p> <p>17 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。</p> <p>18 指導監査時点において、期限までに変更登記の手続きが行われていないので、是正すること。</p>
(4) 改善状況報告書の提出の有無	令和4年3月18日
(5) 指摘に対する是正状況	改善中